

産業建設委員会会議録

1 日 時 令和8年6月25日（木曜日）

開会 午前10時 0分

閉会 午後 1時39分

2 場 所 第1委員会室

3 出席又は欠席した委員の氏名

(出席)	委員長	加藤保博	副委員長	太田善介
	委員	大月真一	委員	溝手宣良
	委員	三宅啓介	委員	深見昌宏
	委員	津神謙太郎		
(欠席)	なし			
(その他出席者)	なし			

4 職務のため出席した議会事務局職員の職氏名

議会事務局長	小原純	同次長	日笠哲宏
同主幹	関藤克城	同主幹	岩佐知美

5 説明のため出席した者の職氏名

副市長	吉田理子	政策監	難波敏文
総合政策部長	入野史也	政策調整課長	林啓二
総務部長	三宅伸明	財政課長	岡真里
産業部長	西川茂	農林課長	岡中輝
農林課主幹	村上敏行	農林課主幹	池内良輔
農業委員会事務局長	前谷学	企業誘致商工振興課長	重信憲男
建設部長	平田壯太郎	建設部参与	大田昇
地域応援課長	目黒由基	地域応援課主幹	大久保正幸
土木課長	矢木武司	都市計画課長	田中章彦
環境水道部長	内田和弘	上水道課長	安原和行
下水道課長	岡崎一	環境課長	高谷直樹

6 付議事件及びその結果 別紙のとおり

7 議事経過の概要 別紙のとおり

8 その他必要な事項 別紙のとおり

産業建設委員会審査報告書

令和8年6月25日

総社市議会議長 三宅 啓介 様

産業建設委員会
委員長 加藤 保博

本委員会に付託された案件について審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第110条及び第145条の規定により報告する。

記

付議事件及びその結果

議案番号	名 称	結 果
承認第5号	専決処分の承認を求めることについて（令和7年度総社市一般会計補正予算（第12号））のうち、本委員会の所管に属する部分	承認すべきである
議案第48号	総社市手数料条例の一部改正について	原案を可決すべきである
議案第51号	令和8年度総社市下水道事業会計補正予算（第1号）	原案を可決すべきである
議案第52号	市道の路線認定について	原案を可決すべきである
同意第10号	農業委員会の委員の任命に関する同意を求めることについて	同意すべきである
同意第11号	農業委員会の委員の任命に関する同意を求めることについて	同意すべきである
同意第12号	農業委員会の委員の任命に関する同意を求めることについて	同意すべきである
同意第13号	農業委員会の委員の任命に関する同意を求めることについて	同意すべきである

同意第 1 4 号	農業委員会の委員の任命に関する同意を求めることについて	同意すべきである
同意第 1 5 号	農業委員会の委員の任命に関する同意を求めることについて	同意すべきである
同意第 1 6 号	農業委員会の委員の任命に関する同意を求めることについて	同意すべきである
同意第 1 7 号	農業委員会の委員の任命に関する同意を求めることについて	同意すべきである
同意第 1 8 号	農業委員会の委員の任命に関する同意を求めることについて	同意すべきである
同意第 1 9 号	農業委員会の委員の任命に関する同意を求めることについて	同意すべきである
同意第 2 0 号	農業委員会の委員の任命に関する同意を求めることについて	同意すべきである
同意第 2 1 号	農業委員会の委員の任命に関する同意を求めることについて	同意すべきである
同意第 2 2 号	農業委員会の委員の任命に関する同意を求めることについて	同意すべきである
同意第 2 3 号	農業委員会の委員の任命に関する同意を求めることについて	同意すべきである
同意第 2 4 号	農業委員会の委員の任命に関する同意を求めることについて	同意すべきである
陳情第 2 号	道路拡幅時における買い取り条件について規定している市の内規について検討を願う陳情書	不採択とすべきである
	(理由) 過去に無償で土地を寄附してくださった方々は市内にたくさんおられ、このタイミングで内規を緩め、道幅が狭くても買収するよう変える理由の説明が非常に難しい。また、買収により今までかかっている予算が必要となることで、市全体の道路整備のスピードが遅くなることが懸念されるため。	

開会 午前10時0分

○加藤保博委員長 ただいまから産業建設委員会を開会いたします。

本日の出席は7名全員であります。

まず、陳情第2号 道路拡幅時における買取り条件について規定している市の内規について検討を願う陳情書の審査に入りますが、この際、私より議事の順序等について申し上げます。

本日は、参考人として陳情書提出者の白神岩夫さんに御出席をいただいておりますので、まず最初に、参考人に陳情の趣旨を簡潔に述べていただき、その後委員の質疑にお答えいただく形で進めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

白神様には、雨の中、またお忙しい中にもかかわらず、本委員会のために御出席をいただき、ありがとうございます。委員会を代表して御礼申し上げますとともに、この際、陳情の趣旨を約10分以内で簡潔に述べてくださいますようお願いいたします。

それでは、白神様よろしくお願いいたします。

参考人。

○白神岩夫参考人 議員の皆様、また市の職員の皆様、日頃より総社市のために御尽力いただいておりますことに感謝申し上げます。そして、今日は陳情に関わり説明の機会をいただきまして、ありがとうございます。

さて、私は現在、溝口区の区長をさせていただいています。このたびの道路拡幅計画においては、区の話合いの取りまとめをさせていただくことになっています。取りまとめをさせていただく中で、今回の課題が出てきましたので、陳情とさせていただきました。

まず、建築基準法でセットバックの法律ができたのは、昭和25年でした。そして、現在の総社市の内規では、道路拡幅時に4 m以上は市で買い取り、やむを得ずそれに満たない場合には寄附となっています。

昨年、溝口区の公会堂へ通じる道に対して、土木課から3 m以上4 mの道路予算がつけましたと連絡をいただきました。地権者等に集まっていただき、土木課の方にも来ていただいて説明をいただきました。それを基に、地権者の方と話合いを進めていきました。

話合いの中で、地権者の方の共通した願いの一つは、救急車や消防車の入れる道になることでした。現在はとても狭くて、1台が大きい車だともうぎりぎりという状況なんです。ところが、今回の計画では、公会堂までの道であることから、通り抜けのできない状況なので、救急車等は無理であることが判明し、南北に通り抜けのできる計画を練り直すほうがいいということになりました。

土木の方と相談すると、土木課としても通り抜けのできる計画のほうを望んでいる方向であるということが分かり、今の予算をそのまま通したら次の計画がいつになるか分からないとのことなので、一旦公会堂までの計画は白紙にしたほうがよいことになり、大変申し訳ないのですが、予算執行を取りやめにしていただき、通り抜けのできる道として再検討を始めました。

その後、拡幅の在り方について、具体的に現場でどこまで拡幅できるかなど、おおよその長さを

測ったりしていきました。一人一人事情が異なり、4 mが可能な場所とそうでない場所があり、4 m未満の場所については、市の内規では寄附になります。土木課の方と何度か話し合いましたが、この内規は変えられないとのことでした。ただ、私にはその理由がはっきりとは飲み込めませんでした。

溝口区では、4 m未満は寄附になることから、あらかじめ区内の方々に呼びかけて支援金を集めていて、67万5,000円になっています。また、正確とは言えませんが、寄附になる場所の面積をおおよそ測定して固定資産評価額で試算したところ、235万円ほどになりました。

今後、拡幅工事が正式に決定しましたら追加の寄附をお願いしていこうと思っていますが、十分な額にはなりにくいのが現状です。地権者の中には、その後奉仕を辞退される方もおられます。

一方で、セットバックでの提供を予定しておられる方の中には、固定資産評価額の何倍ものお金で土地を購入されて、今もローンの支払いを続けておられる方もいらっしゃいます。固定資産評価額に満たない程度の区の負担では折り合いがつかない気持ちでおられるようです。

そこで、今回の陳情に至りました。

市の内規では、片方の地権者がセットバックの法律を守り2 mを提供していても、もう一方の地権者の都合で4 mに満たない場合に、問題が生じます。つまり、自分の責任で対応できないことに対して責任を持たされることになります。ですから、この内規は法律を守っている人を守っていないことになります。

土木課の方々にとっては、これを変えることは市民からの苦情の元にもなりかねないので、無理であろうなということは想像できます。ここは、市議会の議員の皆様の御判断が背景にならなければ無理ではないかと考えました。そこでこの陳情をしたわけです。

道路事情の改善を今後進めるのであれば、法を守っている人を保護する内規に変えたほうが、今後同じように拡幅を進めていく場合によりよい方向に進むのではないかと考え、本陳情書を提出しました。

今までの慣習や流れにこだわらず、誠実に法を守っている市民を大切にする総社市の内規であってほしいと思っています。どうぞよろしくお願いします。

○加藤保博委員長　ありがとうございました。

以上で、陳情者からの趣旨説明は終わりました。

次に、陳情者に対する質疑を行います。

この際、私より申し上げます。

念のため申し上げますが、陳情者は委員長の許可を得て発言いただきますようお願いいたします。また、陳情者は、委員に対しては質疑をすることはできませんので、御了承願います。

それでは、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

大月委員。

○大月真一委員 すみません、では当局のほうへ質問をさせていただきますけれども。

○加藤保博委員長 陳情者に対しての質疑でございますので。

○大月真一委員（続） すみません、では質問させていただきますけれども、これっていつ頃からそういうお話がされとって、もう何年もそういう話がずっと検討されとって、今そういうふうな緊急車両がそこを通行できないということで、住民の方も非常に心配されておるとのことなんですか。お願いします。

○加藤保博委員長 参考人。

○白神岩夫参考人 このお願いを区がしたのは、4年か5年ぐらい前にお願いを出してると思います。その頃はまだ、その南北に通れる道を造れる状況では全くなかったんです。奥のほう細かい状況で。

ところが、開発というか家を更地にされて、道が、奥のほうが広がったんです。なので、その4年前に、土木課の方に来ていただいて、道を見て測ったときにはその道もできていたので、その段階では通そうと思えば南北に通す道は可能だったんです。

なんですが、今回、去年の夏にいただいたのは公会堂までの道ということだったんですけど、願いとしては通す道をイメージしていたのはいたんです。何年か前にはまだ後ろが通らないので、公会堂までを取りあえず拡幅をとという願いを前の区長がしていたことはしていました。

○加藤保博委員長 大月委員。

○大月真一委員 分かりました。

今までそういうふうな道路が狭いということで、緊急車両もうまいこと通れないということで、実際問題そういう不都合な案件が例えば今までに何件かあってということが実際にあったんでしょうか。

○加藤保博委員長 参考人。

○白神岩夫参考人 実際に何かあったかという、それは多分私の記憶にはないです。火事もその辺で起きたということは、私もそこで生まれて育ったので、ないんですけれども、この裏側の道のところに前に救急車が来て、川べりのところまで入ってそれ以上入らなかったというケースは、私が1件見えています。だから、中には入らない状況。つまり通り抜けができないから、多分、救急車とかは通り抜けができないところは入ったらいけないらしいので、そういうことだったと思います。

○加藤保博委員長 大月委員。

○大月真一委員 ということは、救急車も入れんということは、消防車とかなおさら入ってこれないということで、それは今言う地域の方からすれば、緊急車両がその地域に入って来れないというのは非常に心配ということですよ。有事の際には、災害的な部分が広がってしまう危険性が非常にあるということだと思われとるということなんで、事実そういうふうなことなんです。分かりました。

以上です。

○加藤保博委員長 他にございませんか。

深見委員。

○深見昌宏委員 御苦労さまです。

趣旨説明の途中で、お金の話が出てましたですね。区内の方々からお金を集めてという話は、これはもう直近のこの一、二年の話なんでしょうか。そのことと、それを踏まえてお金を集めて、それをどのように使われようと区内の中でされとったんかという。

大体言われている地形を調べてみたんですけど、今いう南北、入られるところから公会堂までの道ということを今限定されておられましたけど、区内の中で皆さんがそれに同意をされて、お金をもう拠出されたんですか。

○加藤保博委員長 参考人。

○白神岩夫参考人 はい、4年、5年前だったか土木課の方が来て、道の様子を見てもらったときがあるんですけど、そのときの区の会合で前々の区長から提案があって、こういう道の拡幅を思うとんじゃけど、4m未満は寄附になるから、区のほうで何とか協力したいということで、寄附のお願いの文書を出すことがその区の会で決まって、そのときに回覧して集まったのが先ほどの金額。

具体的にどう使うかとかということろまで議論は進んではいるわけじゃないんです。現実には、今回具体的にこの話があって相談していく中で、今現在こう集まってはいるけど、その金額がそれぞれ負担していただいている方々へどのぐらいの割合で協力金をお支払いできるか、計算してみんと分からんがということになって、それで私、長さや面積を測って、先ほどのようなおおよそこれぐらいになるのかなという金額を計算してみたら先ほどのようなことになって、今現時点での集まってる金額では評価額の4分の1かそれぐらいのことしかない状況も分かってきたので。あのときに全員が全員協力していただいていたわけじゃないので、さらにもう少し手を打ってみようかなという話になってはいるんです。

ただ、地権者の方々がオーケーが出ないと、次の寄附をお願いするのも忍びないなあということで、今現時点では先ほどのような状況から、そのオーケーは出せないという方がさっきのような理由でいらっしゃって、そうやったらもうこの話はなしにするしかないなというのが、今の私の状況です。

以上です。

○加藤保博委員長 深見委員。

○深見昌宏委員 じゃあ、今寄附をいただいている方、全員じゃないにしても、そのお金は宙に浮いた状態になって、その使い道としたら、道を拡幅するときに寄附してくださるお方にそのお金を差し上げるとい趣旨のお金なんですかね、そのお金は。

○加藤保博委員長 参考人。

○白神岩夫参考人 そのとおりです。集めたお金は、4mに満たない面積を提供しないといけない

方々に、今回の話合いの中で、それぞれの面積、負担額に応じて、それを割り振る形にするしかないんじゃないかな、到底満額は無理じゃろうけど、そうするしかねえんじゃねえかなという話はしてるんですけど、決まってるじゃないんです。でも、使い道はその人たちに差し上げるという流れです。

○加藤保博委員長 深見委員。

○深見昌宏委員 すみません、ありがとうございます。

そのお金の話と、それから市が予算をつけてた話が出てましたんですけど、それを執行できないというような話、これは当局にお聞きしてみんと分かんんですけど、参考人の白神さんが今回要望されているのは、要は内規を変えて、それを3.5m、4mはいかない土地、道幅に対して拠出されとる方にお金を出してくださいという要望的な話になるんですかね。すみませんけど、そこら辺が僕も分かってないんで。

○加藤保博委員長 参考人。

○白神岩夫参考人 さっきのお金の支出なんですけど、現在の内規では4mに満たない面積に対しては全然全部寄附なので、その該当するところに差し上げるという流れです。

この陳情書をもし受けていただけるのであれば、2mのセットバック、片方です、片方の人の2mセットバックされた方は、市のほうで買取りをしていただけることに変わります。なので、その反対の方は寄附になりますけど、2mを持ってる人については買取りになるので、その分私たちの区の寄附金というのか、それがもう少し使いやすくなる。それが問題というよりも、今回の問題がもう2mを守っている人を守りたいというのが私の願いです。

○加藤保博委員長 深見委員。

○深見昌宏委員 すみません、2mセットバックしてる人を守りたいというのが白神さんの思いということで。

2mを拠出するかしないかというのは、その4m道路にしてしまうために、その区内の中でそういう話がみんな多分一律の意見にはならないかなというふうには私思うんですけど、皆さんが同じように、じゃあここの道狭いから、みんな拡幅する方向でということの名目でお金を集められたけど、でも全員がそれに賛同したわけじゃないという話は、今の流れの中で僕が歪曲しとるわけじゃないと思うんですけど、今の話の流れではそのように感じたんですけど、内規を要は変えて拠出した部分を買取ってくれということ。内規を変えてくださいというのが要望事項で、買取ってくださいというのは、その内規を変えて買えるようにしてくださいということなんじゃないかな。この陳情書の内容って。

○加藤保博委員長 参考人。

○白神岩夫参考人 質問のイメージが私よく分からない面があるんですけど、議員に質問したらいいのですよね。何て言うていいんだろう。

4年前に土木課の方に来ていただいて、ずっと道を見ていただいた。もうそのときは通そうと思

えば、南北に通す道ができる背景はあったんです。そのとき、その拡幅の願いを区がする流れの中で、みんな賛成して、全員賛成して、話し合いをして賛成をして出したというそういう経緯ではないんです。ただ、昔からこの道は狭いよなみたいな流れはあって、その願いはずっと代々あったわけですけど、現実にはなかなかその裏のほうはもう完全に狭まってたので、その方向すら見えない状態でした。

その地権者の方々にも、細かくオーケーしてもらえますよねという了解を得て、陳情をされたわけではなかったようです。だから、具体的に話をし始めた、各論に入った話をし始めたのは、去年8月に土木課の予算が下りた後のことでございます。

なので、一人一人がどう思ってるかということも含めて、総論は賛成なんです。通る道を通したいという総論はどの方も賛成でした。それは話し合いの中で確認しました。総論は賛成。ところが、現実にじゃあそれをどこまでどう拡幅してどうするかみたいな具体的な話をしていくと、先ほどのような困難に出くわしたという。それでこの陳情になっているということです。

○加藤保博委員長 深見委員。

○深見昌宏委員 何度も1人で質問してすみません。

取りあえず陳情者への質問は、私はもうこれぐらいにしておきます。また後から担当課に、これは質問を後から変えたりできるんですか。委員長、流れはどういうふうにされんかよく分かって…。

○加藤保博委員長 ほかの方にも。

○深見昌宏委員（続） ほかの方に聞いてもらって、そういう流れで。はい、分かりました。

じゃ、私の質問は以上です。

○加藤保博委員長 他に質疑はございませんか。

太田副委員長。

○太田善介委員 失礼します。

その道を通す段階のときに、地権者の方の合意形成の状態を知りたいんですけども、大体何人ぐらいの地権者の方がおられて、それに賛成されている地権者の方というのはどれぐらいいたのかというのを教えてもらってもいいですか。

○加藤保博委員長 参考人。

○白神岩夫参考人 地権者の方は7人だったかな。1、2……ごめんなさい、宙で覚えていないので、1、2、3、4、5、6、7、うん、7だと思います、地権者の方は。通す場合のです。公会堂までは5人です。

賛成されてたかどうかというのも先ほどの質問にありましたが、前の段階ではそういう細かいこの話を地権者の方に集まっていたいてしてはないんです。本当に去年の市の予算が下りたということを受けて、集まっていたいて、総論としては通す道にしたほうがいいという。集まった方の、これは総意です。みんなそう思いました。

ただ、各論でここはどこまであれするか、ここまでならオーケーみたいな感じで、そういうところまでは話が進みました。でも、最終的にお金の問題ですね。ここを固定資産評価額ではちょっと厳しいな、現実に区で用意できるのは評価額以下に現在はなってるので、頑張ってまあ近づけようとはしても、それじゃあちょっとはいとは言えんという方もいらっしゃる。だから、総論はオーケーじゃけどということ。そんな説明でええでしょうか。

○加藤保博委員長 太田副委員長。

○太田善介委員 その辺が僕よく分かってなくて、総論で通したいってのは分かりました。それは5軒とも多分賛成なんでしょうね。

とした場合4m道路として通すということが、全員で認証されれば、市の買取りになるわけですよ。その場合、その集めてるお金とか、買取価格かという話の部分が、まずもってあまり意味をなさないような気がするんですけども、その部分が白神さんが言われるところと市が思っているところのが食い違ってるような気がするんですけども、その辺ってどういうふうな認識でおられるんでしょうか。

○加藤保博委員長 参考人。

○白神岩夫参考人 現状は、4mを全部通す状況にはないです。家の建て方とかそういうので、まずもって。最初に4年前のときも、4mを目指すけど3m以上の分でというような話でその時点でスタートしてるんです。最初から必ず4mを通すというスタートはしてないんです。

なので、区としては買取にならない面積があるので、何とか援助したいというのでのお金の寄附を集めたということです。だから、要らない話になる話ではなかったんです。当初から、何ぼになるかは分からんけど、必要であるという認識はしてたし、それは土木課とも4m全部確実に行こうという話で区も出してないし、土木課からも4m未満のところもあるけど基本4mで、無理なところは3m以上で出入りしながら、何とかしようという流れだったと思います。

○加藤保博委員長 太田副委員長。

○太田善介委員 であれば、結局その4mで通しましょうという合意形成はなくて、取りあえず道を拡張しましょう。4mにいかないから、その部分を補填するお金を集めましょうというところでお話が進んでいたということですよね。

例えば、そこで4mの道路を皆さんでつけましょうという話は1回でもされている感じなんですか。

○加藤保博委員長 参考人。

○白神岩夫参考人 4mを、だから四、五年前にそういう土木課に見てもらってしたときから後、そういう人たちに集まってもらって話をするということは全くなかったんです。

なので、今回予算がついたということを受けて、その予算がついたのも測量をする予算なので、地権者の方々も測量をしてそれでまあこれならいけるといけんとかということになるんだと思込んでた節がありまして、だから最初から絶対提供するからやろうやみたいなそんな前段階はなかつ

たです。

○加藤保博委員長 太田副委員長。

○太田善介委員 今後、例えば今の現実を見たときに、4 mであれば特に持ち出しなしでできるわけじゃないですか。だから、4 mにして話を進めようということをしていこうとは思われてない感じですか。

○加藤保博委員長 参考人。

○白神岩夫参考人 現場を見ていただいたら、もう無理ということは明らかだと思うんです。また、現実、こんだけしか出せんってそれぞれの方、いろいろ思いはあって、ちゃんと2 mしてくださる方ももちろんおられるし、4 mにしてくださる方もおられる。それから、もう2 mセットバックをして、私はもう寄附金は要らないよという方も、さっき言いましたけどいらっしゃいます。

でも、現実にもうそこまで家があるので、どう私考えてもそれは4 mセットバックできる方向でいこうとは言えない状況です。

○加藤保博委員長 よろしいですか。

他にございませんか。

三宅委員。

○三宅啓介委員 すみません、今日はありがとうございます。教えていただきたいと思います。

溝口の区長をされていらっしゃるで冒頭お話がありましたけれども、陳情書の中では個人で、この内規を変えてほしいという陳情を出されてましたけれども、これは溝口の区の全体の皆さんは御理解されてこの陳情を出されているのか。いや、そうではなくて、もう本当に白神さん個人で出されたものなのか。まずそこを教えていただきたい。

○加藤保博委員長 参考人。

○白神岩夫参考人 去年から区長をさせてもらって、去年、今年が任期になっております。

地権者の方々には、この陳情書のデータは送って、今回こうすることでこの陳情書を出そうと思いますということで、御意見があったらということでした上で出しています。

区の会議が定期的にあるんですけど、今現在こういうことですか、それから陳情をしていますとかというのを区の会議では報告したりはしています。

○加藤保博委員長 三宅委員。

○三宅啓介委員 はい、分かりました。

この内規というのができた経緯が、多分昔からあってこの内規をつくっていると思うんですけれども、この内規を変えることによるデメリットみたいなのをお考えというか、何か思われるところってありますか。

○加藤保博委員長 参考人。

○白神岩夫参考人 デメリットは、市民から今までこうだったのにどうして変えたんならという。あんときこうじゃったがな、いけんと言うたがなみたいな、恐らくそういう苦情は多々湧いてくる

であろう。それがデメリットだと感じます。

でも、メリットは現実いろんな道があって、そういうケースはたまたまうちの場合のことで私は初めて出くわしたんですけれども、恐らくいろんなところで今までも起きてたであろうし、今後も起きてくるであろうと思うんです。

なので、これに変えたデメリットは、そういう市民から何しよんならみたいなお叱りがあるだろうなって。なので、土木課にそれを変える勇気というか、私が土木課でもそういうふうに、うん、そうだなと思うてもなかなかできんじやろうなという気持ちは想像できるんです。

なので、市民から選ばれた議会の皆さんのお考え、背景を踏まえた上で、今後の流れでどうするかということが、これを変えていくにはそれしかないじやろうな、変わらないにしても、私としてはできるところまで精いっぱいしていきたいなという気持ちです。

○加藤保博委員長 他にございませんか。

溝手委員。

○溝手宣良委員 すみません、じゃ、不利益という考え方についてお尋ねをするんですが、不利益というのは、4 mになったら、要は道路を挟んでうちはセットバックしたけど、反対側、向かい側のおうちがセットバックしなかったらというときですよ。そこをしていけば、要は自分も寄附じゃなかったはずなのに、自分だけ寄附になってしまったということを不利益というふうに表現されている。すみません、この不利益という考え方がちょっと。結果、4 mに満たなくても道路は拡幅されるんだろうとは思っています。

なので、その不利益という考え方がちょっと私疑問があったので、その不利益というのは、具体的にどういう不利益ということをおっしゃっているのか、分かりやすく説明していただければ助かります。

○加藤保博委員長 参考人。

○白神岩夫参考人 不利益というのは、片方2 mセットバックして提供する方がいます。片方は家等のあれで無理なので、40cmとか50cmとかの提供で結局4 mに満たないになります。今の状況では、この40cmの方も2 mの方も、区で集めた浄財から可能な限りの補填をするという流れです。そうすると、評価額にも多分なかなか満たないんじゃないと思われるわけです。

不利益というのは、このセットバックをした方、本来ならセットバックをしてるんですから、4 mに貢献している方です。相手の方がどうかというのはこの2 mセットバックした方にとっては変えようのないことなんですよね。4 mになれば、このセットバックした方ももちろん市の買取り対象になるわけですが、現時点ではこの方は対象にならない。評価額も多分いかないうちの金額であろうというので、この方の不利益という意味です。

○加藤保博委員長 溝手委員。

○溝手宣良委員 もう一度確認です。

なので、買取り対象になっていたはずなのに、買取りの対象にならずに寄附になったというところ

ろが不利益だということによろしいんですね。

○加藤保博委員長 参考人。

○白神岩夫参考人 そういう意味だと思います。

○加藤保博委員長 太田副委員長。

○太田善介委員 今のお話だと、一部でも4mを満たせば市が買ってくれるという話で、そうならなかったところは買取りにならないという認識をされてるということではないんですかね。一部でも、道路自体は最初4mを目指してないと言われてたんで、一部でも4mがあれば、その分は市が買い取ってくれるという認識でおられるということによろしいですか。

○加藤保博委員長 参考人。

○白神岩夫参考人 現在の私の認識では、4mになるところは買取りをしていただける。そうならないところについては寄附になるという認識であります。

○加藤保博委員長 太田副委員長。

○太田善介委員 その辺が僕も十分分かってないんですけど、それは当局に聞きますんで、それが例えば全体を通して4mにするときの買取りなのか、部分的でも買い取ってくれるんだったら4mあればいいという話なのかが分からないんで、そこだけは後で聞かせていただきますんで。すみません、ありがとうございます。

○加藤保博委員長 他にございませんか。

じゃ、私のほうからよろしいですか。

町内の、一応全体の町内のほうへ寄附というんですか、浄財と言われましたが。それを集められた内容、文書を把握してないんですが、67万5,000円集まったと。計算すると135件ほどですけど、溝口の全体へ案内をして回した軒数はもともと何軒あるんですか。大体で結構です。

参考人。

○白神岩夫参考人 その当時の軒数が何ぼあったか、把握をちょっとしてません。現在は113世帯。今世帯はどんどん減っているんで、その頃は120か30ぐらいあったんかなって思うんですけど、それぐらいのところですよ。

そのときに寄附をいただいた小さい町内がありますので、それぞれ思いが様々なので、しっかりして下さった町内もあるし、そうでないところもあるみたいな状況ではあります。

○加藤保博委員長 ありがとうございます。

ということは、普通に計算した軒数より、町内会が少ないということはさっき言われました1口ではなくて、多額をされた方もおられるし、それからもうそれは御勘弁という方もおられたということですね。分かりました。

そうですね。違うの。

参考人。

○白神岩夫参考人 私は小さいほうの町内会長をその当時してたんですけど、そのときにまだ決ま

ってないのに寄附金を集めるのはどうかなという判断があつて、私の小さい町内会はほとんどしてないんです。そのときに。いっぱいされたところや1人でかなりの口数をされた方もいらっしゃるのが流れなんで。なので、いろいろあつて、されてる、されてない、いろいろです。したくないというところというよりも、そういう状況があつたので。

なので、先ほどの今回もしこれが決まれば、正式にというかもう一度、まだ取組があのかにできてなかった町内には特にお願いして、追加の寄附をしてもらおうかなと思つてるところ。また、新しく家を建てて、そこに住んでおられる、これは町内に入つてない方ですけど、そういった方にも便宜がいいわけなので、可能なら幾らかでもお願いしようかなという思ひでいるところです。

○加藤保博委員長 ちょっとややこしくなつてきたんですけど、先ほどからいろんな方が質疑されて、大体私の中で何となくまとめたのが、もう4mにはそれはもう無理だということはお分かりになつてゐる。じゃ、例えば3.5mにしたときには寄附になるので、その50cmでも40cmでも寄附になってしまうので、市の買上げにはならないので、その部分を集めたお金で補填しようとされてるやうに今おっしゃつたんですが、内規を変えるやう市に陳情を出すということは、セットバックしたところを同じやうに内規を変えて、市のお金で3.5mにするんでも買上げをしてくれというやうなお願いかと思つてたんですけど、それと町内会で集めたお金で払うよというの、どういふやうに、並行してお願いをされようとしてゐるのか。そこはもう一度だけ。

参考人。

○白神岩夫参考人 今回市にお願いしてゐる陳情は、その4m未満の場所です、まず対象は。4mのところはもう市で買取りしていただけるのでそれはいいんですけど。

4m未満になる場所において、2mをきちつとセットバックして守つてゐる人について、これも買取りをする方向に変えていただけないかなという。片方の40cmとか50cmになつてゐる方については、今集めてゐるものや今後集めようとするものでできる限りの補填をさせていただいたらいいかなという感じですよ。

○加藤保博委員長 今の説明でよく私は分かりました。ありがとうございます。

他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○加藤保博委員長 では、ないやうでありますので、以上で陳情者に対する質疑を終結いたします。

この際、陳情者に対し、委員会を代表して一言お礼を申し上げます。

本日は本当にお忙しい中、本委員会に御出席いただきありがとうございます。本委員会といたしましては、頂戴いたしました御説明を審査に生かしてまいりたいと思ひます。

この際、しばらく休憩いたします。

休憩 午前10時44分

再開 午前10時45分

○加藤保博委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、本件について当局から御意見があれば、御発言をお願いしたいと思います。

土木課長。

○矢木武司土木課長 道路改良拡幅工事に伴う用地買収採択要件について御説明いたします。

道路構造令で、1日当たり500台未満の交通量が最も少ない山地部の道路でも、車道幅員は原則4mと規定があること、また救急車、消防車など緊急車両が安全に通行できる車道幅員は原則4m以上が必要であることから、4m未満の狭隘な道路の解消を図ることを目的に、4m以上の道路改良工事に必要な用地は買収として取得することとしております。

また、道路工事の地元要望についても、原則道路幅員4m以上のものが採択基準となっております。

しかしながら、現実的には道なりに家屋や構造物があり、4m以上の拡幅改良は困難な箇所もありますので、要望により現地調査により改良が必要と判断した場合、4m未満の狭隘な道路の改良を採択することもあります。4m未満の狭隘な道路の改良については、道路用地の寄附を条件とし、地権者全員の同意が得られた場合としております。

以上でございます。

○加藤保博委員長 では、本件について御意見等があれば御発言を願いますが、土木課長は質疑に対してお答え願えますか。もしあった場合。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○加藤保博委員長 では、太田副委員長。

○太田善介委員 先ほど参考人の方にも説明いただいたんですけども、計画として4mを目指さない道路で一部だけ4mといった場合に、その部分が4mあるから市の買取りというのはあり得ることなんですか。それともないんですか。

○加藤保博委員長 土木課長。

○矢木武司土木課長 場合にもよりますが、1筆全体とか延長がある程度まとまっていれば、買取りすることもあります。

以上です。

○加藤保博委員長 太田副委員長。

○太田善介委員 もともと3m50cmで道路を造るという場合でも、一部4mが造れるなというところがあった場合には買取りになるのでしょうか。

○加藤保博委員長 土木課長。

○矢木武司土木課長 4mの幅員で道路が完成するところである程度まとまった延長があれば、買取りいたしたいと思っております。

以上です。

○加藤保博委員長 太田副委員長。

○太田善介委員 ある程度というのは大体どのぐらいのものですか。

○加藤保博委員長 土木課長。

○矢木武司土木課長 道路機能が満たされる幅員が4 mできるところで、1筆丸々とか。その1筆の中でも一部だけ4 mで、あとは3 mになるとか、そこは分筆を切ってわざわざ用地買収は、ここは買い取りますよ、ここは買い取れませんよとはとできませんので、そこら辺は1筆丸々とか、そういう形、条件条件によると思いますが、そのようにいたしております。

以上です。

○加藤保博委員長 太田副委員長。

○太田善介委員 できるだけ筆数が少ない状態だったら買い取れるということ。例えば、1筆のやつを道路の部分だけ1筆を2筆にして、道路部分だけ買うという場合はあるけれども、それは3筆、4筆にしてすることはないということでしょうか。

ややこしいですね、すみませんね。例えば、その土地全体がざっと4 m道路に引っかかるという場合は、その1筆を2筆にすれば済むじゃないですか。道路部分と家部分として。例えば、それががたがたするような感じでやる場合は、2筆以上になっちゃうんで、そういうのは買い取れませんよという判断をするという考え方でよろしいですか。

○加藤保博委員長 土木課長。

○矢木武司土木課長 1筆というか、幅員が全部4 mが取れて、なおかつ1筆で拡張の幅員が4 mある延長分が1筆全部になってる場合とかは買取りとさせていただきます。

○加藤保博委員長 太田副委員長。

○太田善介委員 であれば、今回の事案でいうところの、例えば4 m取れるところは、市が買い取れる可能性はあるという判断でよろしいですか。

○加藤保博委員長 土木課長。

○矢木武司土木課長 今回の場合は、溝口の公会堂の前が田んぼでありまして、そちらのほうは幅員が4 mの道路に拡張改良できる用地をいただけるということで、そちらのほうは買取りとさせていただきます。

以上です。

○加藤保博委員長 三宅委員。

○三宅啓介委員 確認をさせてください。

この内規を変えることによって、総社市全体の道路整備のスピード感というのに影響があるのかないのか。どうお考えですかね。

要は、この内規を例えば3.5 mでも買取りしますよというふうになった場合、予算がそこにかかってくるというふうになるんですが、そうすると総社市全体の道路整備のスピード感というのがどうなるのかなというふうに思って質問をさせていただいておるんですけれど。

○加藤保博委員長 土木課長。

○矢木武司土木課長 4 m未満の道路改良でもセットバックしとるところの用地買収をするという形になれば、予算がかかってくることなんでスピード感はダウンすると思いますが、それよりもそれを推奨しますと4 m未満の狭隘な道路を推奨することになるんで、それを道路改良してもその後家を建てるときに4 m未満なんでまたセットバックをして広げなくちゃいけないような形になりますので、そういう道になるべく増やしたくはないということで、4 m以上の道路は用地買収、4 m未満の狭隘な道路は寄附ということでさび分けをさせていただいております。

以上です。

○加藤保博委員長 他にございますか。

大月委員。

○大月真一委員 先ほどのお話からいくと、溝口の公会堂の周囲ということなんですけど、この場合がですね。今、地図とかの写真で見ますと、かなり住宅が密集しとる場所で、新たな住宅も増えてきとるというような感じがありますけれども、そこの中で、緊急車両、例えば消防車両が入ってこれない状況に今あって、このままではそういうふうな道ができないというふうなことになったときに、そのあたりに火災が例えば発生したときに、それが延焼していくというふうなことのデメリットと、今言う一律にその部分の内規を変えるというふうなことは好ましくはないと思いますけれども、そういうやむにやまれぬ事情の部分につきましては、内規の一部変更を認めるというようなことはそれは考えられんのでしょうかしらと思いますけど、いかがですか。

○加藤保博委員長 土木課長。

○矢木武司土木課長 そちら辺につきましては、公平性を保つためにやはりあるところは買う、あるところは買わないというのはなかなか難しいと思います。なので、原則は4 m以上が採択基準になっております。

それでも地元がどうしても、地権者が同意をしとるからよろしく願いますとか、うちのほうとしてもこれをするんでしたら必要なんですけど、同意が取れますかと。こちらの場合なんですけど、同意を取れたということで、うちは採択をさせていただきました。

ですが、地元へ入ってみたら同意ができてなかったんで、予算を流したという経緯はあります。

以上でございます。

○加藤保博委員長 大月委員。

○大月真一委員 となると、今言うこのままでいくと、そのところには緊急車両が入ってこれる道がやっぱりずっとできないと。平行のままでいってしまうということになると、有事の際にはそういうふうな災害が広がっていくというふうなことがありますけれども、それは総社市全体としてそれでいいんでしょうかといったときには、どうなんだろうかね。

そう意味での、要は一律な解釈でなくてというのが私が今言ったところなんですけれども、いかがでしょう。

○加藤保博委員長 建設部長。

○平田壯太郎建設部長 今回のケースについて御説明申し上げます。

4 m部分については買収いたします。4 m未満の部分については寄附です。寄附のケースです。

ただし、同意を得られれば、工事自体は用地の寄附を受けて通しますので、今回問題となっているケースは、その4 m未満の部分等特殊なケースとして買収してくださいというのが趣旨でありますので、工事についてはやらせていただきます。

○加藤保博委員長 大月委員。

○大月真一委員 ということは、工事はできるというふうなことですよね、じゃあ。

○加藤保博委員長 建設部長。

○平田壯太郎建設部長 狭隘部分について寄附をいただければ、工事についてはいたします。

○加藤保博委員長 大月委員。

○大月真一委員 一応工事ができるのであればまあとは思いますが、ただ同意がというのがあくまでもないと駄目というふうなことでありますと、今の区長の話でいくと、どうしても同意が得られない状況にあるので困っておるというふうなことであれば、なかなかそういう工事も進まんということではないのでしょうか。その辺どうなんですかね。

○加藤保博委員長 建設部長。

○平田壯太郎建設部長 そのようなことで、予算の執行を止めているという状況であります。

○加藤保博委員長 大月委員。

○大月真一委員 結局、やっぱり道は広げることができない状況でそのままいくということですよ、それからいうと。

今、そういう状況をそのまま放置しとって、総社市としていいんですかというふうなことになるんかなと思いますけど、どうなんですかね。違うんですかね。

○加藤保博委員長 建設部長。

○平田壯太郎建設部長 道の工事を放置することではございませんで、地元の方の総意を基に道路改良は行っておりますので、放置するということではございません。と思います。

○加藤保博委員長 大月委員。

○大月真一委員 いずれにしても、であるのであれば、地域の合意が形成できるような形で……分かりました。ちょっと考えさせてください。すみません。

○加藤保博委員長 太田副委員長。

○太田善介委員 今回の陳情を受けたことによって、今から過去からどういうクレームがあがってくるか。逆に、ここから未来でどういうふうな事態が予想されるか。何か御意見がありましたら教えてください。

○加藤保博委員長 建設部長。

○平田壯太郎建設部長 まず、過去については、基本的に家を建築する場合、セットバックが必須

となっております。ですから、狭隘な道路についてはセットバックしている道路はたくさんございます。また、寄附を受けて、狭隘の道路、4 m未満の道路も改良しているケースもございます。

未来についてですが、基本的に、直接この件とは関係はございませんが、基本開発等を行う場合、セットバックが必須となっておりますが、それについては全て寄附です。そのような状況ですので、この部分を買収するということになると、やはり4 m、4 mでないという部分についてはさび分けは必要と考えております。

以上でございます。

○加藤保博委員長 太田副委員長。

○太田善介委員 であれば、例えば家を建てます。例えば、4 mに満たない道路がありますといった場合に、今であれば自分の土地をセットバック、寄附で取ってもらえば家が建てれます。例えば、これが市が3.5 m以下でも買い取りますといった場合に、市が買い取らないって言った場合は家が建たないということですか。

○加藤保博委員長 建設部長。

○平田壯太郎建設部長 セットバックをするのは必須ですが、その下の部分については、民地であっても大丈夫ですので、買い取る必要がないケースが多いと思います。

○加藤保博委員長 溝手委員。

○溝手宣良委員 すみません、現状、今まで話の中で、セットバックして家が建つか建たないかという議論はあると思うんですけど、重要な観点として、救急車とか消防車の緊急車両がという話があったと思うんです。通り抜けできなければ駄目だというのがあったと思うんですが、これは消防車、救急車等の緊急車両も、幅員が4 mなければ入ってはいけないというわけではないんですよ。これに何か縛りがあるんですかね。先ほど通り抜けというお話が出てきたんですけど。これに、以下の幅員であれば、例えばぎりぎり入れる幅員であったとしても、入っては駄目とかそういった決まりがあるのかどうか。現実的には車両によると思うんです。救急車にしても、高規格なのか、高規格でない救急車なのか。消防車にしても、それがポンプ車なのか、例えばはしご車は多分そういうところには絶対に入っていないと思いますけど、消防車の種類にもよるとは思うんですが、何m以下の道路であれば、もう消防車両、救急車両は入っていけないんだというのはあるんですかね。

○加藤保博委員長 土木課長。

○矢木武司土木課長 そちらでは、今回溝口の場合ですが、一応計画を市でつくりまして、3.5 mの道でしたら通りますかという確認をさせていただいて、川のほうからは通れるといただいております。溝口の川のほうから入って行って南へ抜けるような形には入っていけるとお聞きしております。

が、基本的に緊急車両や救急車などが安全に通行できる車道幅員は、原則4 m以上が必要となっておりますので、セットバックの要件、建築基準法も4 m以上になるようにセットバックしなさい

という形があるんで、そこはあくまでも4mが基準かなと思っております。

以上です。

○加藤保博委員長 溝手委員。

○溝手宣良委員 今回、溝口の現在区長をされている白神さんがこの陳情を出されたということで、どうしてもその溝口の今問題になっている土地で判断をしてしまいがちですが、これはあくまで総社市全体の話なので、その観点をまず間違えないようにしておかなければならないなと思いつつ、なので今の質問をさせていただいたんですが、では3.5mであっても、消防車、救急車は、片方からという今条件が付されたような気がしたんですが、進入ができないことはないといったところなんですよ。ただし、北から入るに限るということで。

ということは、現状では恐らく、高規格救急車が一番大切なのかなと今思っているんですが、救急車がほぼ高規格になっていってることもある。高規格救急車が通れるのには、安全に通れるということになると4mですが、3.5mの幅員があれば通れるんだと。3mでも多分通れますよね。そのあたりのことは決まりとしてはないんですかね。先ほど法律で決まっていたような建築基準法のような決まりはないんですかね。

○加藤保博委員長 土木課長。

○矢木武司土木課長 決まりはありませんが、改良をするときに、4m未満の道路改良をするときに、地元から救急車、消防車が入れるのんじゃけど、寄附でもいいから拡張してくださいという要望があって、そういうところをする場合には一応線形を見て、それから消防のほうへ確認をして通れるという形だと地元のほうへお話しさせてもらって、これだったら通れるので寄附でできるならやらせていただいておりますという説明をさせてもらうて、採択をやらせていただいております。

以上です。

○加藤保博委員長 よろしいですか。

他にございませんか。続けて、ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○加藤保博委員長 では、この際しばらく休憩いたしますが、再開後にまた委員の方々には御意見をお伺いいたしますので、まだこの件については終わっておりません。休憩後、再開いたしますので、取りあえず1時間も経過いたしましたので、休憩いたします。

休憩 午前11時6分

再開 午前11時17分

○加藤保博委員長 では、休憩前に引き続き会議を開きます。

では、本陳情の取扱いについて御意見があれば、御発言をお願いいたします。

救急車とか幅員とか、そういうふうに話が随分広がってきているので、そういう意味で今言いました。

本陳情の、この溝口の。それを限らなかつたら、もう幾らでも広がってきて、全市的なことにな

っていつてる気配があるので、あえて言わせてはいただいたんですが。

しばらく休憩いたします。

休憩 午前11時18分

再開 午前11時24分

○加藤保博委員長 では、休憩を閉じて会議を開きます。

引き続き、御意見おありですか。

溝手委員。

○溝手宣良委員 では、意見をということなので、私自身は道路拡幅をすべき街並みというのは多いというふうに総社市内は認識しているので、道路拡幅をスムーズに行うという意味で、内規の検討をされるのであればいいのかなというふうに思っているという意見です。意見ですよ。あくまで、道路拡幅には前向きな僕は立場ですよという意見は述べさせていただきます。

○加藤保博委員長 御意見賜っておきます。他にございませんか。

大月委員。

○大月真一委員 先ほど溝手委員のお話にもありましたように、この内規というのは、過去に設定されとって、かなりの年数がたったにもかかわらず、地域の状況もいろいろと変わってきとるということにもかかわらず、そのままあるというふうなことはいかがなものかなと思いますんで、継続的にこの内規のほうの妥当性というのはもうちょっと議論がされてしかるべきかなと。

ただ、この陳情の部分につきましては、今いう地域の同意というのが得られていないところが問題というふうなことがあるようなんで、それとこれとはまた置いといてという。別な考え方として、内規を今までどおりしておくのかどうかというふうなところは、検討課題としてこのまま置いておいたらいかがかなと思いますけど、いかがでしょうか。

○加藤保博委員長 ということは、今回結論を出さずに、もっと委員内での議論を高めて、継続審査したかどうかという御意見でしょうか。

○大月真一委員（続） はい、そう思います。

○加藤保博委員長 分かりました。

深見委員。

○深見昌宏委員 個人的な意見を言う場でよろしいんですか。

○加藤保博委員長 もちろんです。

○深見昌宏委員（続） ですよ。

内規の話ですよ。内規を変えていただきたいということで、先ほど来から、全体のことを考えたら、将来の行政のことを考えたら、道路行政に関しては若干見直しもせんといけないところもあるかと思いますが、今回のこの件で内規を変えるというのは、私自身はこれを変えたら、取りあえずいろんなところで不具合が出てきそうじゃなということが予測されるんで、私は不採択でええかなとは思ったんですけど、ただし今大月委員とか溝手委員の御意見をいろいろ聞いとったら、

やはり継続で審査をしていくべき話なんかなというふうにちょっと考えは変わりました。

そういう意味で、将来の道路行政のことも踏まえての内規を変える、変えんの話に持っていくのであれば、これは継続審査にしかんと、ここで不採択じゃ、採択じゃという話にはなかなかかなりにくいかなというふうに私個人は思います。

○加藤保博委員長 他にございませんか。

太田副委員長。

○太田善介委員 もともと陳情書の中身を見ますと、自分の責任ではないにもかかわらず不利益を被ることになりますであるとか、法を守っている人を保護する内規に配慮があったほうが今後の良い方向にという部分が恐らく争点だと思うんですけども、この部分に関して皆さんがどう思われるのかよく分かんないんですけども、これに関して言うと、一応内規があって4 mということがあってのお話で話が始まっているものですから、ここの部分のその不利益であるとか、法律を守っている、守っていないという部分では、恐らく皆さん守ってますし、それを不利益と呼べるのかどうかという部分が僕はよく分かってない。

よく分からないというのは、それが不利益なのかどうかすらよく分からない。ただ単に、あくまでも得をしないという意味での不利益なのか、実際に財産を奪われているという意味合いなのかはよく分かんないんですけども、僕は今回の討論でいうと、その部分は不利益に当たるもんじゃないんじゃないかなと思ってますんで、その辺を考えてどうするか。これは内規を変えるとかじゃなくて、その部分、陳情書の中身だけ読むと、そういう部分に関して皆さんはどう思われているのかというのは、知りたい部分であります。どうでしょうか。

○加藤保博委員長 という御発言でしたが、何かお考えがありますか。太田委員の今のは感じたところではありますが。

ということは、太田副委員長はそこのところに疑問があって、この全体の陳情についてはどうだこうだということへはまだ今御発言はなかったように思いますが。

太田副委員長。

○太田善介委員 そうですね。セットバックのどのぐらいの規定に、4 mよりも小さくするかどうかというのはまた別問題であって、この陳情自体に関しては、そこの部分に関しては継続審査もありかなとも思いますし、逆に4 mという規定、今まで先ほど大月委員も言われましたけど、過去の流れで4 mとなっているというところを変えたほうがいいんじゃないかという意見もありますけども、逆に過去から3.5 mでできていたので、これはもっと拡張していくという可能性もあるのかなという気はします。それこそ倉敷市みたいに6 mにするとかというのもありかもしれませんし。その辺は議論の余地があるかなと思っております。

○加藤保博委員長 三宅委員。

○三宅啓介委員 継続審査というような御意見もあったんですけど、継続する意味がよく分からない。継続すれば何か変わるのかなというところが、ちょっとあんまり想像がつかないので、継続す

べきでなくて、もう今日結論を出せばいいかなというふうに思っております。

それと、先ほど僕はスピード感というところを当局に聞いたんですけれども、今4mのところを例えば3.5mで仮に買収ということになると、今までかかっていなかった予算が当然かかってくるということになれば、総社市全体の道路整備のスピード感がもう全域においてやっぱりどうしても増すのではなくて減少するほうに進んでくるのかなというふうな思いを今持っています。

なので、そういうところで、討論もしくは採決のところでは自分は考えて判断したいなというふうに思っています。

○加藤保博委員長 津神委員は何か御意見がありますか。お考えを。

○津神謙太郎委員 趣旨といいますか、今回のこの件については理解はするんですけれども、ただすぐ早速どういうふうに決めるかというのは、今後まだ皆さんと議論する必要があるというふうに思ってますんで、趣旨には賛成はしますけれども、内容の詳細については今後議論が必要だというふうに考えています。

以上です。

○加藤保博委員長 三宅委員。

○三宅啓介委員 すみません、もう一点だけ。伝え忘れました。

陳情者の方もおっしゃられてましたけども、今既に、過去に土地を寄附してくださっている方々もいらっしゃるので、そういう方々に今後、この内規を変えることでどういう説明を議会としてしていくのかという、なぜここで変えたのかというところも、我々としても非常に説明が難しい部分があるかなというところも判断の一つの材料かなというふうに考えてます。

○加藤保博委員長 他に御意見はありませんか。

大体出そろいましたかね。

では、これより討論に入りますが、討論はありませんか。

溝手委員。

○溝手宣良委員 私は、討論ですので、選択肢四つのことで討論ですよ。ですよ。一応、採択の立場で討論をさせていただきたいというふうに思います。

皆さんがおっしゃるように、個々個別具体的な話で、今日参考人としてお越しいただいた陳情者の方の説明もされましたし、皆さんの質問もそのように集中しましたが、やはりこれは総社市全市的なこととして捉える必要があるというふうに思います。

この陳情書自体にも、個別具体的な話が示されているわけではなく、あくまで総社市でこういうときにはこういうふうな条件になってますよ、だからこういう陳情者の考える不利益が発生しますよといったところで、多分話をまとめるのも難しくなっているんだという趣旨なんだというふうに私は理解をしております。

そこで、総社市全体の話として考えた場合に、私は先ほどの意見を求められたときも申し上げましたが、自動運転というものが身近になってきている中、そして福祉的な観点からも、例えば車椅

子が容易に詰めるというか、車椅子のまんま乗車できるような福祉車両であったり、そういったタクシーも入りやすい環境というものは必要なんだと。できれば早急にそういうところを改善していかなければ、総社市の掲げている福祉文化先駆都市というところからも逆行するのかなというふうにも考えておりますので、今回の私はこの陳情者が陳情してこられたことの背景は背景として分かるが、それは置いておいて、これはあくまできっかけとして、道路の整備拡幅がスムーズに進むように内規を変えていただきたいという意味を込めて、採択という立場で意見表明をさせていただきたいと思います。

皆さんがおっしゃったように、この中に書いてある詳細については全て賛同というわけではない部分があるんです。だから、今回陳情者は同じように買取りをしてくださいということですけど、この買取りが、例えば内規で決めれるのであれば、例えば何mまでは買い取れますよとか、この道幅であればここまでは買い取れますよというような細かいことを内規であれば決めれるんだと思いますので、そういったことも変えられるという意味で、繰り返しになりますが採択という立場で討論をさせていただきます。

以上です。

○加藤保博委員長 他に討論はございませんか。

三宅委員。

○三宅啓介委員 私は反対という立場で討論させていただきたいと思います。

陳情者の方のお気持ちは非常によく分かりますけれども、今回のこの趣旨というのは、内規を変えてほしいということで、道路整備を円滑に進めていくというのはまた別の話でありまして、先ほどもちょっと意見のほうで言わせていただきましたが、もう既に過去に土地を無償で寄附してくださっている方々は市内にたくさんいらっしゃいます。そうした方々に、やはりここで内規をもう少し緩くして、道幅狭くても買い取りますというふうに変える理由の説明が私には今できない。このタイミングでなぜ変えたのかというところが非常に難しいというところの理由が一つと、そうすることで今までかかっていない予算がプラスアルファでかかってくると考えたときに、道路整備のスピード感は、先ほども当局にもお尋ねしましたが、私はやっぱりどうしてもかかってくる予算が増えてくるということは、道路整備のスピード感はやはりどうしても影響が出てくる。遅くなってくると、総社市全体で。果たしてそれでいいのかなというふうに思っております。

市民の方にできる限り御協力いただきながら、御寄附いただける土地を提供していただいたほうがスムーズな道路整備につながるというふうに思いますので、大変申し訳ございませんけれども、この陳情に関しては反対という立場で討論させていただきました。

以上です。

○加藤保博委員長 討論として、まだお聞きしていない人は。先ほどそれぞれ御意見は一応聞いたんですが。今で意見も分かれています。

太田副委員長の討論はございますか。採択か不採択か、いろいろありますが、継続審査とか。

太田副委員長。

○太田善介委員 今、三宅委員のほうからお話ありましたが、確かに予算の問題というところは一番大きいかなと思いますので、私としても今回の事例に関することであると不採択というふうになってしまうかなと思っております。

○加藤保博委員長 大月委員。

○大月真一委員 今回の話の具体的な部分につきましては、このまま賛同はなかなか難しいとは思いますが、その前の段階の今言う内規が本当に時代に即した内規の状態がそのまま今でも継続されとるのかなというふうな意味では、一考の余地があると私はここで思ってますので、その内規の部分につきましては継続的な検討というのは必要だと思います。

ですから、このたび言われとる陳情につきましては、ここで採択、不採択というふうなことで部分でいきますと、たちまちは賛同しかねる部分かなというふうな認識でございます。

○加藤保博委員長 深見委員、いかがですか。

○深見昌宏委員 先ほども私の意見は言わせていただいたんですけど、基本は私はもう不採択なんです。要はここで内規を変える話というのは、先ほど来から、これからの道路行政に関しての話になってくるので、そこまで踏まえてというのであれば継続審査が必要なんかなというふうに言わせていただいたんですけど、そこら辺が自分の中でまだ決まってない。

道路行政に関して、いろんな内規の話をし出したら、これは総社市全体を見とったら、私の地域なんかでも、これに関わるようなことはすごく出てきて、寄附された人も過去にはいろいろおられるんですけど、この内規を今変えたら、じゃあそういう方たちにどういう説明をすればええんかなというようなことも思いながら、やはりこれは、これに関しては不採択という立場を私は採りたいんですけど、継続審査もありかなという。

すみません、委員長、ここではっきり言ったほうがええんかもしれんですけど、全体のことを思って私は先ほどは継続でいきましょうというふうに言わせていただいたんで、そのような思いであります。

○加藤保博委員長 改めて、津神委員。

○津神謙太郎委員 先ほど私は趣旨採択というふうに言ったと思うんですけども、この考えというのは、今後総社市の都市計画及びまちづくりを考える上では大事なことなんだろうなというふうに思っております。そういった意味の趣旨でありまして。

ただ、現状をそれに合わせて、今すぐいろんなことを変えろと言ってるわけではございません。考え方は賛成しますが、今すぐ現状を、じゃあ4m道路を全てしろとかそういうわけではございません。

以上です。

○加藤保博委員長 しばらく休憩いたします。

休憩 午前11時43分

再開 午前11時44分

○加藤保博委員長 休憩を閉じて会議を開きます。

皆さんの御意見をお聞きいたしました。

それぞれ分かれた部分もあるんですが、本件は不採択とすべきであるということの御意見が一番多かったように思います。

それにつきまして、そうすべきであると決することになってしまいうんですが、どうしてもまだ割れてるので、割れてしまうようでしたら起立採決ということになります。そして、御自分の意見をそこで主張されればいいと思います。

先ほどから申し上げておりますが、御意見をお聞きした中では不採択の方が多かったように思いますので、それで決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり)

○加藤保博委員長 異議がおありでしたら。ありますよね。

御異議があるようですので、起立採決をいたします。

本件につきましては、不採択と思われる方の起立をお願いいたします。

[起立多数]

○加藤保博委員長 4名。ありがとうございます。

大変失礼ですけども、採択と思われる方。一応意思を尊重したいので。採択と思われる方、起立してください。

[起立少数]

○加藤保博委員長 ありがとうございます。

よって、本件は不採択とすべきであると決定いたしました。

なお、本件の決議結果に理由をつけなければならないことになっておりますので、その内容につきましては委員長に御一任願えますか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○加藤保博委員長 御異議なしと認めます。よって、委員長に一任と決定をいたしました。

この際、しばらく休憩いたします。

休憩 午前11時47分

再開 午後1時0分

○加藤保博委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、承認第5号 専決処分の承認を求めることについて（令和7年度総社市一般会計補正予算（第12号））のうち、本委員会の所管に属する部分の審査に入ります。

では当局の説明を求めます。

財政課長。

○岡 真里財政課長 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて御説明申し上げます。

この専決処分は、令和7年度総社市一般会計補正予算（第12号）であり、早急に補正予算を定める必要が生じたため、地方自治法の規定に基づき、令和8年3月31日に専決処分をしたものでございます。

それでは、本委員会の所管に属する予算につきまして御説明いたしますので、予算書の16、17ページを御覧ください。

第22款市債、第1項市債のうち、本委員会の所管に属するものは、第4目衛生債、第5目労働債及び第8目土木債で、広域水道企業団出資金、働く婦人の家LED化、道路照明LED化、河川改修などの起債対象事業費の確定により減額するものでございます。

続きまして、歳出について御説明いたしますので、20ページ、21ページを御覧ください。

第4款衛生費、第1項保健衛生費、第4目環境衛生費、第23節投資及び出資金の減額につきましては、広域水道企業団への出資金の確定によるものでございます。

同款、第2項清掃費、第1目清掃総務費、第18節負担金、補助及び交付金の減額につきましては、総社広域環境施設組合への負担金の確定によるものでございます。

続きまして、第2条、繰越明許費の補正について御説明いたしますので、4ページ、5ページへお戻りください。

第2表1、繰越明許費補正（追加）でございますが、第8款土木費、第2項道路橋りょう費、下倉支線3022号道舗装補修工事につきましては、通行止め期間の調整に不測の日数を要するため、及び第4項都市計画費、愛称看板改修業務につきましては、岡山県との協議に不測の日数を要するため、それぞれ年度内完了が困難となり、繰越明許の措置により翌年度へ繰り越すものでございます。

続きまして、第3条、地方債の補正について御説明いたしますので、6ページ、7ページを御覧ください。

第3表地方債補正（変更）のうち、本委員会の所管に属するものは、上から4番目の水道企業団出資債から三つ下の河川事業までの4事業で、起債をそれぞれ減額したことに伴い、その限度額を変更するものでございます。なお、起債の方法、利率、償還の方法についての変更はございません。

以上でございます。

○加藤保博委員長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

溝手委員。

○溝手宣良委員 すみません、補正されたこと自体に何もないんですが、水道企業団出資債について、結局この補正によって確定額を見たら、令和7年度も5,800万円ほど前年度より下がったよと。その前の年が1億1,469万1,000円下がっていると。年々下がっていつているんですけど、この企業債、これが毎年毎年下がっていつているというところの何か説明というか理由というのがあれ

ば教えてください。

○加藤保博委員長 環境課長。

○高谷直樹環境課長 溝手委員の御質問にお答えいたします。

今回下がった原因としましては、緩速ろ過池等の整備をしていたものが終了したことに伴い金額が大幅に減額となっております。

以上でございます。

○加藤保博委員長 溝手委員。

○溝手宣良委員 承知しました。緩速ろ過池と言われましたか、緩速ろ過装置ですか。が、修繕と言いましたっけ。とにかく終わったと。

今後は、今までやってきたものが終わって、また大幅な減額になる予定とか、逆にこれが始まるから増えるとかそういった予定がありますか。

○加藤保博委員長 環境課長。

○高谷直樹環境課長 溝手委員の再度の御質問にお答えさせていただきます。

来年度以降の予定については、今年度以降も含めて大きな工事、何があるかはまだすみません、把握しておりませんので、分かり次第またお知らせさせていただきます。

以上でございます。

○加藤保博委員長 溝手委員。

○溝手宣良委員 承知をしました。

次は繰越明許についてお尋ねをいたします。

下倉支線3022号道舗装補修工事について、通行止め期間の調整に不測の日数を要し、この不測の日数を要した理由というのを教えていただきたいと思います。

○加藤保博委員長 地域応援課長。

○目黒由基地域応援課長 溝手委員の御質問にお答え申し上げます。

下倉支線3022号道の舗装補修工事につきましては、全面通行止めにして工事を施工する必要があるとございます。この道は最終処分場へ上がる唯一のアクセス道であったため、最終処分場の営業日を避けて工事日を選んでやっていく必要があるというところと、アスファルト合材の調達日の調整が必要になって、通行止め期間の調整に不測の日数を要して、年度内の工事完了が困難となったということが理由でございます。

以上です。

○加藤保博委員長 溝手議員。

○溝手宣良委員 承知をいたしました。合材屋も、合材屋という言い方がええかどうか分かりませんけど、最近土曜日の休みが多くなったりしたから、なかなかできなくなったという理解でいいんですかね。

○加藤保博委員長 地域応援課長。

○目黒由基地域応援課長 溝手委員のおっしゃられるとおりで、営業日、それから舗装屋の合材の調達日の調整がなかなかつかずに、繰越しになったというところでございます。

以上です。

○加藤保博委員長 溝手委員。

○溝手宣良委員 承知をいたしました。

働き方改革を進めて、いいことばかりじゃなしに弊害がよく出てきてることの一端なのかなというふうに思いますが、これは総社市としてはもう仕方がないことで、承知をいたしました。

もう一点の繰越明許費について、愛称看板改修業務についてでございますが、すみません、まずどこのどの看板なのかなと思ったのと、これが県との協議に不測の日数を要したというのは、どういった、具体が分かっていたら教えてください。

○加藤保博委員長 都市計画課長。

○田中章彦都市計画課長 まず、どこの看板、どの路線かということでございますが、市内に7路線、市内を走る15個の都市計画道路のうち七つの路線につきまして、愛称を募集いたしまして、この愛称看板を設置しております。例えば、総社駅前線では「市役所通り」と。市役所とそれから吉備信用金庫、トマト銀行、あそこの交差点の市役所の池の北側あたり、歩道に「市役所通り」というような格好でその通りの愛称の看板を設けまして、周知をさせていただいてるところでございます。こういった格好で七つの路線につきまして、それぞれの路線の愛称の看板を設置をさせていただいております。

そのうち二路線、宮本町山手線の宮前筋と、それから門田三輪線の門田三輪筋につきましては、それぞれ県道水別総社線、県道倉敷総社線の敷地内に看板を立てさせていただいてることもございまして、県の敷地での工事をさせていただくということで、日程の調整に不測の日数がかかってしまったというところでございます。

以上でございます。

○加藤保博委員長 溝手委員。

○溝手宣良委員 後に出てくるところで、手数料条例改正があったと思うんです。それがあって生じた問題なんですかね。

○加藤保博委員長 都市計画課長。

○田中章彦都市計画課長 いえ、こちらの愛称看板の修繕事業と、それから後の議案で上程させていただいております手数料の値上げに係るものとは関係はございません。

以上でございます。

○加藤保博委員長 溝手委員。

○溝手宣良委員 すみません、関係ないということであれば、具体的に何かどんな問題があったんですか。この不測の日数、ごめんなさい、ちょっと理解ができてなくて。県が何か難しいことを言ってきた。

○加藤保博委員長 都市計画課長。

○田中章彦都市計画課長 いえ、県のほうから難しいことは言われてはいないんですけど、作業日の調整に時間がかかってしまったと。お互いの、岡山県のほうの管理上の御都合と私どもの、業者にお願いをして実施をさせていただいたわけなんですけど、そちらの作業日程の調整に時間がかかったというところが実際のところでございます。

以上でございます。

○加藤保博委員長 溝手委員。

○溝手宣良委員 基本承知をしました。ここに岡山県との協議に不測の日数を要しとありますが、それをお願いしている業者との調整も含めて日数がかかったというふうに理解をさせていただきました。これは理解をしたので、以上で答弁はよろしいので、承知しました。ありがとうございました。

○加藤保博委員長 他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○加藤保博委員長 これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○加藤保博委員長 これをもって、討論を終結いたします。

これより、本件のうち本委員会の所管に属する部分を採決いたします。

本件のうち本委員会の所管に属する部分については、承認すべきであると決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○加藤保博委員長 御異議なしと認めます。よって、本件のうち本委員会の所管に属する部分は、承認すべきであると決定されました。

次に、議案第48号 総社市手数料条例の一部改正についての審査に入ります。

では、当局の説明を求めます。

都市計画課長。

○田中章彦都市計画課長 議案第48号 総社市手数料条例の一部改正につきまして御説明申し上げます。

この一部改正は、岡山県屋外広告物条例の一部改正がなされ、屋外広告物許可手数料が改定されたことから、関係条文の整備を行おうとするものでございます。

1枚お開きいただきまして、改正の内容でございますが、屋外広告物の区分及び種類に応じた手数料の金額を改正するものが主なものでございます。

附則といたしまして、この条例は令和8年10月1日から施行することといたしております。

以上でございます。

○加藤保博委員長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

溝手委員。

○溝手宣良委員 すみません、手数料条例を改正することは仕方がないので、当然していただければいいんですが、これは県自体が条例を改正したからという理由なんです、県が条例改正した理由は御存じなんですか。

○加藤保博委員長 都市計画課長。

○田中章彦都市計画課長 岡山県のほうにお尋ねをいたしますと、県は消費者物価指数上昇率に応じた手数料改定を毎年判断をされていらっしゃるというところございまして、それを根拠にした手数料改定であるというふうにおっしゃられておりました。

以上でございます。

○加藤保博委員長 よろしいですか。

溝手委員。

○溝手宣良委員 理解をいたしました。要は物価高に応じてる。世の中の物価高に応じてなっている。じゃ、これは今後、逆に物価が下がってきたら、手数料も下がるということがあり得るというふうに理解しておけばいいですか。

○加藤保博委員長 都市計画課長。

○田中章彦都市計画課長 岡山県の担当者にお尋ねした際に、そこまでは確認はできてはおりませんが、考え方としては当然その可能性もあろうかと思えます。

以上です。

○加藤保博委員長 溝手委員。

○溝手宣良委員 承知をいたしました。過去に下がったという例はあるんですかね。

○加藤保博委員長 都市計画課長。

○田中章彦都市計画課長 すみません、私が知る限りなんです、存じ上げません。

○加藤保博委員長 他にございませんか。

三宅委員。

○三宅啓介委員 すみません、ちょっと教えてください。

この附則のところの日付のこの10月1日の設定というのは、どういう考え方の下に設定されているのか教えてください。

○加藤保博委員長 都市計画課長。

○田中章彦都市計画課長 周知期間をまずおきたいというのが一番でございます。

2番目にいつが適しているのかという点で考えまして、上期、下期というようなイメージでございまして、10月1日を選択しました。

以上でございます。

○加藤保博委員長 三宅委員。

○三宅啓介委員 周知期間はとても大事だと思いますので、どういう形で周知されるのか分かりませんけれども、十分にですね、知らなかったということのないように対応していただきたいなと思います。分かりました。

○加藤保博委員長 他に質疑はございませんか。

溝手委員。

○溝手宣良委員 すみません、先ほどのことにも絡むかもしれませんが、駄目だったら止めていただきたいと思うんですが、この手数料改正によって、先ほど愛称看板の設置がずれ込んだ分がこの期間よりも遅くに設置されたら、手数料がかかるんですか。それとも、現在設置されているからそれは改修してもかからないんですか。

○加藤保博委員長 都市計画課長。

○田中章彦都市計画課長 愛称看板の修繕と、それからこの屋外広告物の手数料の値上げというのは別物でございまして、愛称看板というのは道路の愛称を看板にして立ててるんです。これは市が設置したものです。

一方、こちらの屋外広告物手数料というのは、まちなかで見かけるポスターとか看板とか、そういったものをそこに置きたいというようなことは、申請を基にした許可制になっておりまして、それを許可をするときにいただく手数料のことでございますので、先ほどの愛称看板とそれからこちらの屋外広告物の手数料は別のものというふうに御理解いただけたらと思います。よろしくお願いいたします。

○加藤保博委員長 溝手委員。

○溝手宣良委員 承知をしました。私そこの線引きを知らなかったのを聞かせていただいたんですが、今おっしゃった愛称看板、先ほどの話で通りの名前とかだったんですが、それが例えばきびじアリーナはあっちとかというのに関係ないということなんですね。きびじアリーナが有償で使用する時には有料でというものですけれど、それはそういった看板を出しとっても、それは関係なく、広告には当たらず、あくまで一般企業等が利益目的のため等にする分が屋外広告物であるという区別がされているというこの理解でいいですか。

○加藤保博委員長 都市計画課長。

○田中章彦都市計画課長 溝手委員のおっしゃるとおりでございまして、業をされる方、基本的には原則ですが、業をされる方がその業を広く知らしめるために掲出されるものというふうなイメージで捉えていただければと思います。

○加藤保博委員長 溝手委員。

○溝手宣良委員 すみません、確認で、それが第三セクターじゃったらどうなるんですかね。

○加藤保博委員長 都市計画課長。

○田中章彦都市計画課長 原則、業を、なりわいをされる。そのなりわいを周知するものは手数料をいただくようになります。

逆に、公であったり、あるいは選挙活動であったりといったものは、手数料を免除されるというようなものもございます。

○加藤保博委員長 他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○加藤保博委員長 では、これをもって質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○加藤保博委員長 これをもって、討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

本件は可決すべきであると決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○加藤保博委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は可決すべきであると決定されました。

次に、議案第51号 令和8年度総社市下水道事業会計補正予算(第1号)の審査に入ります。

では、当局の説明を求めます。

下水道課長。

○岡崎 一下水道課長 続きまして、議案第51号 令和8年度総社市下水道事業会計補正予算(第1号)につきまして御説明を申し上げます。

今回の補正予算につきましては、下水道管の破損に伴う復旧における不足分を緊急的に工事請負費からの流用により対応しておりました。このたび、当初予定の事業を実施するため、この流用分を補てんするとともに、その財源として基金からの繰入金を計上しております。

あわせて、ストックマネジメント計画を一部前倒しをして、老朽管等の更新工事を実施することとし、その工事費並びに財源となります企業債を計上するものでございます。

予算書の1ページを御覧ください。

第3条の資本的収入及び支出の補正につきましては、2億4,500万円の増額となっております。これは先ほど申し上げました復旧工事に係る補てん分として6,000万円、老朽管等の更新工事として1億8,500万円を計上し、その財源として基金からの繰入金及び企業債を補正するものでございます。

以上でございます。

○加藤保博委員長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

三宅委員。

○三宅啓介委員 すみません、ちょっと教えてください。

調書の1ページ、第1款資本的支出、第1項建設改良費、第1目管渠整備費、この中のトータル2億4,500万円のうちのこの管路マンホール更生工事、先ほど言われました。

今回の武道館の北側の下水管の破損を受けて、このストックマネジメント計画に基づいて一部前倒しして、この工事を別のところをするというふうに理解しておるんですけども、1億8,500万円、そもそもいつやる予定だったものを前倒ししたのかというところと、どこの部分を対処していくおつもりなのか教えてください。

○加藤保博委員長 下水道課長。

○岡崎 一下水道課長 今回、下水道の管路の改築の場所についてですが、市役所南交差点、ましかどの泉から武道館、警察署前交差点までのうちの2区間、約160mについて実施をする予定としております。

それから、いつするのかという御質問でしたが、今年度12月の補正とかを予定しておりましたが、一部前倒しをして今議会の補正予算として挙げさせていただいております。

以上でございます。

○加藤保博委員長 三宅委員。

○三宅啓介委員 前倒ししなかったらいつする予定だったのかなというところをお尋ねしたつもりだったんです。

前倒しして補正をかけて今年度やっていくというふうなことだと思うんですけど、前倒ししなければ、多分ストックマネジメント計画で計画を立てて、計画どおりやってたんだと思うんですけど、それがいつだったのかなという。

○加藤保博委員長 下水道課長。

○岡崎 一下水道課長 すみません、失礼しました。

前倒しをしなかった場合には、来年度からの計画となっております。

以上でございます。失礼しました。

○加藤保博委員長 三宅委員。

○三宅啓介委員 分かりました。

工事をし始めると、やはりあそこはまた通行止め等の交通規制等がかかると思うんですけども、円滑に、スムーズに車が流れるように十分配慮しながらやっていただきたいと思います。

承知いたしました。

○加藤保博委員長 他にございませんか。

溝手委員。

○溝手宣良委員 すみません、今三宅委員がおっしゃったんですが、要は今回みたいに穴が開いて、それを復旧するんであれば当然道路を通行止めにする必要があるんだと思うんですけど、管の中にコーティングをしていくということですよ、要は多分。それって、通行止めが生じるんです

か。人孔と人孔のところだけ片側通行にすればいいという工事なんじゃないですか。どうなんですかね。

○加藤保博委員長 下水道課長。

○岡崎 一下水道課長 最終的に、下水道の管路の改築につきましては、マンホールからマンホールまでの一区間を管路の更正をしていきますが、既存の下水道管の改築で、現在流れているものなので、上流のマンホールから水中ポンプをつけて、今回工事をさせていただいておりました水中ポンプをつけてホースをはわせて一部下流に流すとかという作業が出てきますので、一部交通規制、昼間とか夜間になるかもしれませんが、一部交通規制をかけまして、水中ポンプのホースとかを路面上に掘り下げまして、パイプを入れてしていこうかなと考えております。管路の更正自体は、マンホールからマンホールまでのワンスパンをやっていきますんで、この前みたいな規制にはならないと思うんですが。

以上です。

○加藤保博委員長 よろしいですか。

他に質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○加藤保博委員長 では、これをもって質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○加藤保博委員長 これをもって、討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

本件は可決すべきであると決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○加藤保博委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は可決すべきであると決定されました。

次に、議案第52号 市道の路線認定についての審査に入ります。

では、当局の説明を求めます。

地域応援課長。

○目黒由基地域応援課長 議案第52号 市道の路線認定につきまして御説明申し上げます。

このたびの路線認定につきましては、道路法第8条第2項の規定に基づきまして、井手地内における開発行為に伴い、新たに築造された開発道路を市道井手支線3683号道として認定いたしたく、議会の議決を求めるものでございます。

次のページに、道路の位置を記した位置図を添付しておりますので、御確認ください。

説明は以上です。

○加藤保博委員長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

溝手委員。

○溝手宣良委員 すみません、教えてください。

位置図を確認しましたところ、起点から終点、終点がこの田んぼ、畑かの中で止まっているように見えるんですが、これは市道ですけど通り抜けせずにこのまま止まってしまうような状態だけれど市道として認定されるというものなんですか。

○加藤保博委員長 地域応援課長。

○目黒由基地域応援課長 溝手委員の御質問にお答え申し上げます。

おっしゃるとおりここは行き止まり道路、6 mの幅員を擁する行き止まり道路となっておりまして、市道の編入基準を満たしておりますので、市道認定をさせていただくということでございます。

以上です。

○加藤保博委員長 溝手委員。

○溝手宣良委員 承知しました。6 mあるからそこで転回が可能であると。だから、満たしているということですね。承知をいたしました。

○加藤保博委員長 他に質疑はございませんか。

よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○加藤保博委員長 では、これをもって質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○加藤保博委員長 これをもって、討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

本件は可決すべきであると決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○加藤保博委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は可決すべきであると決定されました。

次に、同意第10号から同意第24号まで、農業委員会の委員の任命に関する同意を求めることについての一括審査に入ります。

では、当局の説明を求めます。

農林課長。

○中山知輝農林課長 それでは、同意第10号から同意第24号までの15議案について御説明を申し上げます。

この議案は、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定によりまして、総社市長が任命する

総社市農業委員会の委員について、市議会の同意を求めるものでございます。

現在の農業委員会15人の任期が令和8年7月19日に満了することから、新たな委員の任命に当たり、令和8年2月10日から3月10日までの約1箇月間委員の募集を行いました。その結果、定員15人に対しまして16人の推薦応募がございました。これを受け、令和8年3月24日に総社市農業委員会の委員候補者選考委員会を開催し、候補者15人を選考し、今議会に議案として上程させていただいているところでございます。

15人の候補者の住所、氏名につきましては、議案に記載のとおりでございます。

なお、現農業委員、農地利用最適化推進委員からの継続ではなく、今回初めて委員に選定された方につきましては、同意第11号の綾部英男氏、同意第12号の大塚光男氏、同意第14号の河田健雄氏、同意第19号の林明倫氏、同意第20号の平田正勝氏の5名でございます。

15名いずれの方も農業に関する識見を有しておられる方で、農業委員に適任と考えますので、御同意をいただきますようお願いいたします。

○加藤保博委員長 これより、同意第10号から同意第24号までの15件について一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

溝手委員。

○溝手宣良委員 すみません、農業委員会って昔は選挙をしたこともあるというふうなことも伺っておるんですが、今回も候補者が1名多かって選考委員会を開催したということなんですが、その選考委員会でどういった議論とかお話がなされて、どういった選考方法で1名が選考から漏れたのかというところを教えてくださいたいと思います。

○加藤保博委員長 農林課長。

○中山知輝農林課長 委員の御質問にお答えさせていただきます。

確かに以前選挙とかを行っていたというところでございますが、法改正がございまして、市長のほうに任命をするというふうに制度が変わっております。それに伴いまして、募集を行いまして、募集とか推薦があった方について、条例に定める委員会を持って選定を行うということになっておるところでございます。

委員会でどういったところを審査したかというところでございますけれども、基本的には委員としての適格性であるとか、農業者、農業団体等からの信頼、あと担い手への農地集積、集約化の取組、遊休農地の発生防止、新規就農者の支援であるとか、そういった事柄等につきまして、委員のほうに農業関係者の方も入っておられますので、そういった方の御意見等もお伺いしながら合議で決めさせていただいたというところでございます。

以上でございます。

○加藤保博委員長 溝手委員。

○溝手宣良委員 ということで、その選考されなかった1名がどなたなんか全然知らないんですけ

ど、その方は要は不適格とされたということになってしまうのかなと思うんですが、何かこう、農業委員ですからある程度地域性とかもあって選ばれてると思うんですが、その地域で要は2人を、言い方が悪いですがてんびんに掛けた形になって、どちらが適格かということを選考委員会で判断されたと。そのことを選考されなかった方に対しても申し伝えて、それで御納得いただいているということでもいいですかね。

○加藤保博委員長 農林課長。

○中山知輝農林課長 選考につきましては、地区で分けてどうのという選考はさせていただいてないです。総社市全体で15人の農業委員でしっかり農地を守っていくというような形になっておりますので。

そのうちで、15人の定員に対して16人の応募があった。それに対して、先ほど申し上げた評価について議論する中で、点数というとなんなんですけれども、その中で1人の方が選に漏れたという形でございます。

○加藤保博委員長 溝手委員。

○溝手宣良委員 よいのですが、御納得いただいているのかどうか。それでその選に漏れた方が、納得がいかにみたいな話にはなってないのかな、そこでトラブルのようなものが起きなかったのかなというのがありまして。

または、その選考の、先ほどこういったことを基に選考されてるってことですが、それがもう明文化されていて、その点数じゃないですけれども、もう誰が見てもここがこうだったからこうなったんだなというのが明確に分かるという状態にはなっていて、それに沿って選考されたと理解すればよいのでしょうか。

○加藤保博委員長 農林課長。

○中山知輝農林課長 選に漏れた方につきましては、農業委員会事務局のほうから結果について御報告をさせていただきまして、御理解はいただいております。

以上です。

○加藤保博委員長 溝手委員。

○溝手宣良委員 なので、その選考方法はこういった基準ですよというのが明文化されているものがあるのでしょうかといったところを再度お尋ねいたします。

○加藤保博委員長 農林課長。

○中山知輝農林課長 農業委員の選考基準については、事務処理要領を定め、評価基準、評価するものについて定めさせていただいております。そちらに沿って評価をさせていただいたというものでございます。

以上です。

○加藤保博委員長 溝手委員。

○溝手宣良委員 承知をしました。なので、それが例えば私たちが見ようと思えばいつでも見れる

という状態にある、その選考条件が。例えば私たちがというのが、次の任期満了の頃に、私も農業委員になりたいんだといって手を挙げようとする人が、どういった選考基準の基に選ばれるのかということを事前に見ることはできる状態である、要は誰でも見る事ができる状態でそれが明文化されているということで理解してよろしいのでしょうか。

○加藤保博委員長 農林課長。

○中山知輝農林課長 事務処理要領については、御覧になることはできます。

以上です。

○加藤保博委員長 よろしいですか。

溝手委員。

○溝手宣良委員 すみません、その事務処理要領というのが選考基準なんだと理解していいんですね。

○加藤保博委員長 農林課長。

○中山知輝農林課長 はい、そのとおりでございます。

○加藤保博委員長 他に質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○加藤保博委員長 では、これをもってこれら15件に対する質疑を終結いたします。

これより、同意第10号から同意第24号までの15件について、一括討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○加藤保博委員長 これをもって、これら15件に対する討論を終結いたします。

これより、同意第10号から同意第24号までの15件について一括採決いたします。

これら15件は同意すべきであると決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○加藤保博委員長 御異議なしと認めます。よって、これら15件は同意すべきであると決定されました。

この際、お諮りいたします。

委員会審査報告書の作成並びに委員長報告につきましては、委員長に御一任願えますか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○加藤保博委員長 御異議なしと認めます。よって、一任と決定いたしました。

以上をもちまして、本委員会に付託されました案件の審査は全て終了いたしました。

これをもちまして、本委員会を閉会いたします。

閉会 午後1時39分